

Title	ホッブズ『リヴァイアサン』における学問の要件としての「論証」
Sub Title	Demonstrations as a condition of science in Leviathan
Author	郷家, 綾 (Goke, Aya)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2023
Jtitle	エティカ (Ethica). No.16 (2023.) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20230000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ホブズ『リヴァイアサン』における 学問の要件としての「論証」

郷 家 綾

はじめに

道徳哲学 (moral philosophy)、国家哲学 (civil philosophy) は学問であるというホブズの『リヴァイアサン』における主張を、我々はどうのように理解すべきだろうか¹。道徳哲学は自然法についての学問であり、国家哲学はコモンウェルスにおける主権者と臣民の義務と権利についての学問であるが、いずれも単なる私的な意見と区別されるためには、「論証 (demonstration)」が提示されなければならない (L ch.7, 198, OL I, 76-77 (*De Corpore* 6.16))。しかし、ホブズの「論証」が意味するところを具体的にどのように理解すべきか、そしてその論証が『リヴァイアサン』でどのように展開されているかは、ホブズ研究者の間で議論の対象となってきた。

従来ホブズ研究者の間で議論の焦点となってきたのは、『リヴァイアサン』第 14 章と第 15 章の自然法に関するもの、すなわち道徳哲学に関するものであった。第 14 章と第 15 章に着目された理由は、これらの章でホブズが、自然法の間に関係があると見ていたと思われるからである。例えば、ホブズは自然法の第二の法が第一の法から「引き出され

1 道徳哲学に関しては『リヴァイアサン』第 15 章 (L ch.15, 242)、国家哲学に関しては第 9 章の学問表 (L ch.9, 127) において、それぞれ学問であると明示されている。

た (derived from)」と表現している (L ch.14, 198)。このことから、従来の研究では自然法の演繹が論証であり、そこでは幾何学の方法論が取り入れられていると考えられてきた。

それに対しアダムズは、ユークリッド幾何学における伝統的な論証に対するホッブズの批判に着目し、むしろ国家哲学に対して、対象の制作のために必要となる原因についての知識を含めた論証という、幾何学と共通する新たな論証方法をホッブズが提示していることを指摘した。

ただしアダムズは、ホッブズ自身がその方法論を貫徹できていないのではという疑問を抱き、『リヴァイアサン』の議論を独自の仕方の説明する。それに対し本稿は、『リヴァイアサン』の議論に即して、国家哲学と道徳哲学がどのような形で論証可能とされているのかをそれぞれ検討する。

そこで本稿では、まず第1節において、先行研究を概観した上でその問題点を指摘し、次に第2節において、『リヴァイアサン』ではどのようにして国家哲学が幾何学と同様の意味で論証可能とされているかを明らかにする。そしてその上で、道徳哲学はなぜ幾何学や国家哲学とは異なる意味で論証可能とされるのかについて、考察を行う。

1 論証と原因についての知識

本節では、アダムズ (2019) に従い、『リヴァイアサン』における道徳哲学、国家哲学を論証可能な学問であるとみなす解釈を二つ取り上げつつ、学問的知識と論証に関するホッブズの考えを確認する。

1.1 幾何学的論証モデル

まず、道徳哲学が論証可能であるというホッブズの主張を、幾何学的方法論に結びつけた解釈を確認する。ダイ (1996) に代表されるこのアプローチでは、ホッブズが幾何学的な論証のモデルに従って自然法を構築し

ているとみなす²。ダイは、『リヴァイアサン』の第一自然法「各人は、平和を獲得する希望がある限り、それに向かって努力すべきであり、そして、彼がそれを獲得できない時には、彼は戦争のあらゆる援助と利点を求めかつ利用してよい」(L ch.14, 198) から各自然法が導き出されることから、この第一自然法を自然法の定義だとみなした上で、倫理学(道徳哲学)は「定義からの演繹的推論によって進行する学問」だと主張する(Deigh 1996: 37-38, 59)³。ダイはこれを自然法の「定義主義的解釈(definitivist interpretation)」と呼ぶ(Deigh 1996: 58-59)。

これに対してアダムズは、ダイの議論における幾何学をユークリッド幾何学であるとみなした上で、ホッブズ自身は当のユークリッド幾何学の定義を厳しく批判しているということを、定義主義的解釈の難点として挙げている(Adams 2019: 1, 14, 20)⁴。例えば、ホッブズは『物体論』で「線は幅のない長さである」といった最も単純な幾何学的実体についての

-
- 2 ダイ(1996: 37)は「幾何学に対する彼のよく知られた賞賛と、幾何学が学問の一分野で得られる知識を組織化するための正しいモデルを提供するという彼の信念に沿って、ホッブズはこの自然法の体系を公理的な構造を持つものとして表現している」と述べている。また、アダムズは、ホッブズの体系を公理的とみなす最近の例として、他にも Martinich(2010: 168-169) と Boonin-Vail(1994: 22-23) に言及している(Adams 2019: 19-20, 45f.)。
 - 3 ダイ自身は倫理学(ethics)という語を使用しているが、自然法に関する文脈であるため、自然法についての学問である道徳哲学を指していると理解できる。
 - 4 またアダムズは、定義主義的理解のさらなる難点として、ホッブズがユークリッドの公理でさえ論証する必要があるとしていることを挙げる(Adams 2019: 20)。ホッブズは『物体論』6.13で、公理を定義と同一視した上で、「ユークリッドの幾何学に含まれている公理は、論証することが可能であることから、論証の原理ではない」(OL I, 72)と述べる。また、ホッブズは『物体論』8.25でも、「読者が、これらの公理は論証不可能なものではなく、したがって論証の原理でもないことを知り、それゆえに、論証の第一原理ではないということを知る」ために、ユークリッドの公理の一つを論証している(OL I, 119)。なお、ユークリッド公理でさえも論証する必要があるというこの問題については、Leijenhorst(2002: 144ff)を参照。

ユークリッドの定義を否定し、代わりに「線は点の運動によって、面は線の運動によって、そしてある運動は別の運動によって生じる」(OL I, 63) といった定義を提示する。後者のホッブズによる定義の特徴は、幾何学的対象がどのように構築されるかを明示していることである⁵。ホッブズは、幾何学の定義には生成が含まれなければならないとして、次のようにユークリッドを批判している(『サヴィルの数学教授たちに対する六つの教え』(1656, EW VII, 184)。

そして、第一原理、すなわち定義に主題の生成が含まれていなければ、論証の場があっても、それがあべきようには論証されない。このことは、ユークリッドの三つの最初の定義に十分に現れている。というのも、ユークリッドがそれらを論証に用いておらず、また用いることもできない以上、それらは幾何学の原理の中に数えられるべきものではないからである。(EW VII, 184)

ここでホッブズは、ユークリッドの定義にはその主題にあたるものの生成が含まれていないため、あるべき形での論証が不可能であると述べている。そして、ユークリッド自身が三つの最初の定義を論証に用い得ない以上、それらの定義は「幾何学の原理に数えられるべきではない」と主張している。

このような主張の背景には、学問的知識についてのホッブズの考えがある(Adams 2019: 4)。ホッブズは『物体論』6.1において、学問的知識を他の認識と区別する。

5 ハッタブ(2021)は、ホッブズがアレクサンドリアのヘロンの影響を受けていると指摘する。また、ハッタブは、ホッブズが最も基本的なユークリッド的定義は幾何学的実体の本質的性質を捉えていないという批判を回避しようとしている可能性も指摘している(Hattab 2021: 30)。

われわれがある結果を〔学問的に〕知っている (scire) と言われるのは、その原因がどのようなものであるのか、どのような主題に内在し、結果をどのような主題へと導入するのか、そしてこの導入をどのような仕方で行うのかを認識する (scire) 場合である。このように、学問的知識とは「何故についての」(τοῦ διότι)、すなわち原因に関するものであり、「しかじかであることについての」(τοῦ ὅτι) と呼ばれる他のあらゆる認識⁶は、感覚、あるいは感覚から残る想像や記憶である。(OL I, 59)

ホッブズは学問的知識を、原因についての認識を通じて何らかの結果がもたらされる仕方を知ることとみなし、感覚的認識と区別している。そしてホッブズは、『物体論』6.13 で、「論証の目的は、事物の原因と生成の仕方についての知識であり、この知識は定義の中に知得されなければ、……三段論法の結論の中にも知得されることはありえない」(OL I, 73) と主張する。これらを踏まえると、原因についての知識が定義に含まれていなければ、論証可能とならないのである (Adams 2019: 14)。

1.2 制作者の知識と結びついた論証モデル

このようにダイを批判するアダムズは、自らの解釈を、ホッブズの国家哲学に関する「制作者の知識にもとづく見解 (maker's knowledge view)」と呼ぶ。アダムズが着目するのは、実際の原因についての知識をもつことができるのは、幾何学と国家哲学に限定されているということである (Adams 2019: 4)。ホッブズは『サヴィルの数学教授たちに対する六つの教え』の中で、幾何学と国家哲学を論証可能な二つの学問として挙げている。

6 ハッタブは、英語版 (EW I, 48-49) では最後の一文で *cognitio* を「学問」と誤訳しているため、ホッブズが経験を学問的知識とみなしているを誤解させていると指摘する (Hattab 2021: 29)。

したがって、幾何学は論証可能 (demonstrable) である。なぜなら、われわれが推論する線と図形は、われわれ自身によって描かれ、記述されるからである。また、国家哲学は論証可能である。なぜなら、われわれ自身がコモンウェルスを作るからである。しかし、自然体については、われわれはその構造を知らず、結果からそれを求めるので、われわれが求める原因が何であるかの (of what the causes be we seek for) 論証はなく、それが何であるかもしれないという (of what they may be) 論証があるだけである。(EW VII, 184)

ホッブズは、幾何学と国家哲学は、われわれがその対象を記述したり作ることから、われわれが求める原因について論証可能であると述べる。一方、自然哲学については、われわれはその構造を知らないために、可能的な原因についての論証のみが存在すると述べる。そして『物体論』第4部全体にわたっても、自然哲学のように可能な原因を仮定する学問と、われわれが制作者として行動することによって実際の原因を知る学問すなわち幾何学および国家哲学とを区別している⁷。また、ホッブズは『人間論』10.5においても、「個々の図形の持つ性質の原因は、われわれ自身が引いて線したもののうちに内在する」から幾何学は論証可能であると主張し (OL II, 93-94)、さらに、「政治学と倫理学は……アブリオリに論証されうる学問である。なぜなら、われわれ自身が、正と公正とは何か、また反対に不正と不公正とは何かを認識するための原理、言い換えれば正義の原因、すなわち法と契約を作るからである」(OL II, 94) と述べる。アダムズは以上を踏まえ、論証可能であるためには、単に可能な原因ではなく、実際の原因についての知識を含んだ定義が必要であり、実際の原因についての知

7 例えば、ホッブズは『物体論』第27章において「太陽の光の可能な原因」を提示している (OL I, 365)。また、ホッブズは第4部のプロジェクトを、現象がどのように発生するかではなく、現象が「どのように発生しうるか」に関するものであると述べている (OL I, 316)。

識は、その対象をわれわれが制作できる幾何学と国家哲学においてのみもつことができると主張する。

しかしながら、アダムズ自身は、論証可能であるためには原因についての知識を含んだ定義をもたなければならないというホッブズの主張を、まったく公正なものではないと捉えている (Adams 2019: 14)。なぜなら、ホッブズの定義のすべてが原因や生成の仕方を含んでいるわけではなく、ホッブズの定義のいくつかは論証ではなく「説明 (explicate)」であるからである。例えば、ホッブズの幾何学的定義に「生成」の仕方が含まれるのは「線」からであり、線は「点の運動によって作られる」と定義される (OL I, 63)。一方、アダムズによれば、ホッブズの幾何学における最初の定義は「点」であり、それは大きさのない物体だとされている (OL I, 94)。よってアダムズは、ホッブズが、点や物体や運動といった「最も単純な概念」の説明による定義を幾何学的な論証の起点としていると指摘する⁸。

そこでアダムズは、ホッブズは思考実験によって、個人がすでに知っている「運動」のような単純な概念を「説明」していると主張する。アダムズによれば、われわれは単純な概念を単純なものとして経験することがないため、思考実験によって複雑な概念の中にそれらが含まれていることに気づくのであり、さらに「時間」と「運動」の関係や、「希望」と「平等性」の関係など、概念間の関係も明確に把握する (Adams 2019: 5)。アダムズは、『物体論』における幾何学の消滅思考実験と、『リヴァイアサン』における自然状態の思考実験を経ることで、それぞれ単純な概念の定義が

8 ただし、ホッブズの定義のすべてが原因や生成の仕方を含んでいないという点には、ホッブズ自身も自覚的であったと考えられる。なぜなら、『物体論』6.13において、ホッブズは原因や生成の仕方を含む定義と、「何かある運動するものも運動の原因も見出されない」ものの「当の名称を持つ物事の可能な限り最も簡潔な陳述によって、明晰かつ完全な観念ないし概念が聞き手の心の中に引き起こされる」定義が存在することを指摘しているからである。このことについては以下の本論の中でも言及する。

説明によって獲得できると示す (Adams 2019: 8-19)。

例えば、幾何学の消滅思考実験では、身の回りの宇宙全体が破壊されたと仮定することで、人々は自分の身体を離れた「空間」「時間」の概念を得る。その後、自らの身体性を再び理性推論の計算に入れることで、それらの概念を用いて、われわれの空間の中での「物体」の定義を説明する (OL I, 82)。そして、そのように獲得された「点」や「物体」や「運動」の単純な概念を組み合わせることで「線」や「面」の原因の知識を含む生成的定義を獲得し、さらにその「線」や「面」、その他「直角」、「等辺」などの生成的定義を組み合わせることで「正方形」の生成的定義を獲得することができる。

それと同様に、自然状態の思考実験では、市民間の関係を離れて人間の身体について考えることで「平等性」や「情念」の概念を得ることができる。その後自らの身体性を再び理性推論の計算に入れることで、それらの概念を用いてわれわれにとっての「希望」の定義を説明する。そして、それによって戦争が生じること、各人は自由であることへと思い至ることで、各自然法の原因の知識を含む生成的定義が獲得される。さらにそれら各自然法の生成的定義を組み合わせることで、平和の原因の知識を含む生成的定義を獲得することができるのである。

以上のように、アダムズは、思考実験から引き出された単純な概念の説明による定義によって、最終的に「正方形」「平和」などの生成的定義へと至ることから、幾何学と国家哲学の合成的な論証が可能となっていると主張する。合成的な論証は、第一原理、単純なものから始まり、正方形であれ平和であれ、対象を生成するためにすべての構成要素を組み合わせることによってなされる (Adams 2019: 19)。よって、アダムズによれば、ホプズは国家哲学において、自然法のすべてを平和の原因となる構成要素として理解している。つまり、正方形の構成要素を組み合わせることで正方形の原因がわかるように、自然法をすべてまとめ上げれば、平和の原因がわかるのである (Adams 2019: 19)。

1.3 定義の合成的論証

このように、アダムズは、論証可能であるためには原因についての知識を含む定義をもたなければならないとするホッブズの主張に基づいてダイに反論しつつ、「最も単純な概念」の説明による定義を獲得する必要性を指摘する。そして、思考実験を経て「希望」などの「最も単純な概念」の説明による定義を獲得した後、それらを組み合わせることで各自然法の生成的定義を獲得し、さらにそれらを組み合わせることで平和の生成的定義を獲得するという形で、ホッブズの家哲学における議論を「合成的な幾何学的論証」として理解している。

しかしアダムズは、以上のような解釈を『物体論』における正方形の生成的定義の論証と重ね合わせて導いているが、アダムズの主張する『リヴァイアサン』における平和の原因の知識の獲得と、『物体論』における正方形の生成的定義の論証は並行的なものではないと考えられる。

『物体論』6.4で示されている正方形の定義の論証は、次のようなものである。

普遍的なものは特殊なものの本性に含まれているので、組織的方法によって、言い換えれば分解によって探し出さなければならない。例として、特殊な事物の、例えば正方形の概念ないし観念を挙げれば、正方形は、「ある数の互いに等しい直線と直角によって境界づけられた平面」へと分解される。したがって、われわれは、「線」、「平面」（その中に「表面」が含まれる）、「境界づけられたもの」「角」「直であること」「等しさ」という普遍的なもの、すなわちあらゆる物質的なものを知得する。これらの原因および生成の仕方を見出した者がいれば、彼はそれらをまとめて正方形の原因とする。(OLI, 61)

ここでは、まず特殊なもの、すなわち眼前の正方形が「ある数の互いに

等しい直線と直角によって境界づけられた平面」へと分析される。そして、われわれは「線」や「平面」などの正方形を構成する各要素の原因についての知識を獲得し、それらをさらに合成することによって、正方形の原因についての知識を論証できるようになる。ここでは、まず正方形を他の図形と区別するための定義を分析によって獲得することから始め、それを構成する諸要素の生成的定義を獲得、合成することで、正方形の原因となる実際の知識を論証しているのである。このことと、幾何学が論証可能であるとされるのは「われわれが推論する線と図形は、われわれ自身によって描かれ、記述されるから」だということを考え合わせると、正方形の原因についての知識が論証されるのは、われわれが「線」や「平面」などを実際に制作することができるからである。

一方、『リヴァイアサン』では、まず平和についての定義が与えられていない。たしかに、『リヴァイアサン』の第13章では、以下の様な平和についての記述が見られる。

戦争の本性においては、天候の本性においてと同じく、時間の概念が考慮されるべきである。というのは、不良な天候の本性が一降りか二降りの雨にあるのではなく、多くの日を一緒にしたそれへの意向にあるのと同様に、戦争の本性も、実際の闘争にあるのではなく、その反対に向かういかなる保証もない時の全体における、闘争への明らかな志向にあるのだからである。その他の全ての時は、平和である。 (L ch.13, 192, 下線による強調は引用者による)

しかしながら、以上の記述は、正方形が「ある数の互いに等しい直線と直角によって境界づけられた平面」へと分析されるように、平和を分析しているとは言い難い。

ただ、もし仮にアダムズの主張を受け入れ、各自然法を合成することによって平和の原因についての知識を含む定義が獲得されるとしても、そ

れは正方形の定義と同様に論証可能であるとはいえない。なぜなら、幾何学では、正方形の定義を構成する「線」や「平面」などの各要素をわれわれが制作しうることから、それらを合成した正方形の定義を実際の原因の知識であると論証できるのであるが、われわれは、平和を構成する要素である各自然法に関しては制作者たりえないからである。自然法の制作者は神であり（L ch.30, 520）⁹、われわれは自然法を導出しそれに従っているにすぎない。それゆえ、各自然法の原因についての知識は、われわれにとっては可能的な原因についての知識であるにとどまり、実際の原因についての知識であるとは断定され得ない。このことから、正方形の生成的定義が、「線」や「平面」など、われわれが制作者たることから獲得される実際の原因についての知識を合成して論証されるのと並行的に、各自然法を合成して平和の実際の原因についての知識を論証すると理解することはできないのである。

対して、『サヴィルの数学教授たちに対する六つの教え』によれば、国家哲学が幾何学と同様に論証可能である理由は、「われわれ自身がコモンウェルスを作るから」であった（EW VII, 184）。したがって、以下では「平和」ではなく、「コモンウェルス」の定義に着目することによって、『リヴァイアサン』における国家哲学が幾何学と同様の意味で論証可能とされているかを検討する。

2 学問の要件としての「論証」

そこで本節は、上で述べた様に、『リヴァイアサン』における「コモンウェルス」の定義に着目することで、『リヴァイアサン』では国家哲学が幾何学と同様の意味で論証可能とされているかを改めて検討する。そして

9 なお、『リヴァイアサン』第30章の該当箇所では、「制作者」ではなく「創造者（Author）」という表現が使用されている。

それを明らかにした後、なぜ道徳哲学ではそのような論証が不可能であるのかを、『リヴァイアサン』の議論に即して考察する。

2.1 読者の検討による論証

本稿では、『リヴァイアサン』第2部第17章における「コモンウェルス」の以下の定義に着目する。

《コモンウェルスの定義》

それ〔コモンウェルス〕は、(それを定義するならば)、一つの人格であって、その人格の行為について、一つの大きな群衆が、相互的な信約によって、互いに彼ら各人をその人格の行為の本人 (*the Author*) としたものである。それはこの人格が、彼らの平和と共同防衛に役立つと考えるのに応じて、彼らの全ての強さと手段を利用しうることを目的とする。(L ch.17, 260-262)

ここでは、コモンウェルスが、人格、群衆、相互信約、行為の権威づけをまとめ上げたものとして定義されている。すなわち、コモンウェルスは、この定義以前の『リヴァイアサン』の内容を踏まえ、単なる人々の群衆ではなく、人々の中の相互的な信約によって一つに統合された人格であると定義されている。さらには、その信約の内容は、人々がコモンウェルスの人格の行為の本人となることを含意することから、単に統合された人格とも区別される形で定義されている。この定義が置かれた『リヴァイアサン』第2部第17章は、「コモンウェルスの原因、生成、定義について」と題されている。よってその題の通り、「コモンウェルス」の定義は「コモンウェルスの原因、生成」に関する知識を含むものとして導き出されていると考えられる。

では、『リヴァイアサン』において、コモンウェルスの定義を構成するための「コモンウェルスの原因、生成」についての知識は、どのように論

証されるのか。そこで『リヴァイアサン』に示された論証の方法として本稿が着目するのは、『リヴァイアサン』第1部の序章の記述である。序章ではまず、『リヴァイアサン』における四つの主題を列挙した著作全体の構成が、次のように示される。

この人工的な人間 [= コモンウェルス] の本性を描くために、私は、

1 番目に、それについての質料と、職人について考える。その両者は人間である。

2 番目に、どのように、そしてどのような信約によってそれが作られるのかを考える。何が権利であり、正しい力すなわち主権の権威であるのか、そしてそれを維持し、崩壊させるものは何であるのかを考える。

3 番目に、キリスト教的コモンウェルスとは何かについて考える。

最後に、暗黒の王国とは何かについて考える。

(L Introduction, 16-18)

そしてこれに続けて、1番目の主題についてのみ、長い注意書きが付されている。以下では解釈上重要となる、注意書きの冒頭部と最終部のみを引用する。

1 番目に関しては (Concerning the first)、「賢明さは本を読むことによってではなく、人々を読むことによって獲得される」といった、後に甚だしく不法に使用された格言がある。……

しかし、ある人がもう一人の人を、彼の行為によって決して完全に読むことがないならば、そのことは彼に、彼の経験による知識だけを供給するが、それらは少しだけしかない。国民全体を統治することになる人は、彼自身のうちに、あれこれ特定の人ではなく、人類を読む

べきである。それを行うことは難しく、何かの言語や学問を学ぶことよりも難しい。ただし、私が私自身を整然と、明晰に読むことを書き留めてしまったあとは、他人に残された苦心は、彼も彼自身のうちに、〔書き留められたこと〕同じものを見つけるかどうかを考えることだけであろう。というのもこの種の学説は、他のいかなる論証も認めないからである（For this kind of Doctrine, admitteth no other Demonstration）。（L Introduction, 18-20, 下線による強調は引用者による）

ここでは、1番目の主題である人間についての議論にのみ、「国民全体を統治することになる人」に対して、「〔書き留められたこと〕同じものを自身の中に見出すかどうかを考え」るよう要求されている。そしてこのような検討が求められる理由は、ホッブズが「この種の学説は、他のいかなる論証も認めない」と考えているからである。すなわち、1番目の主題に関して、読者自らの検討を経るということが求められている。

しかしこれは、これまで見てきた、われわれが制作者たる「線」や「面」を合成することで正方形の生成的定義を論証する方法とは異なっている。本稿ではむしろ、コモンウェルスは「線」そのものの生成的定義の論証と同様の形式で論証可能であると考ええる。

アダムズによるホッブズの議論の批判的な解釈のなかですでに見たように、ホッブズによる線の生成的定義は「点の運動によって作られる」であり、（OL I, 63）これはアダムズの言うように、「点」や「運動」といったより単純な概念から構成されている。しかし、ホッブズは『物体論』6.13において、原因や生成の仕方を含む定義の他にも、「何かある運動するものも運動の原因も見出されない」ものの「当の名称を持つ物事の可能な限り最も簡潔な陳述によって、明晰かつ完全な観念ないし概念が聞き手の心の中に引き起こされる」定義が存在することを指摘している。例えば、コモンウェルスの定義を構成する「人格」や「相互信約」の定義は、「線」の定義を構成する「点」や「運動」のように、「当の名称を持つ物事の可

能な限り最も簡潔な陳述によって、明晰かつ完全な観念ないし概念が聞き手の心の中に引き起こされる」ものであり、そのような概念が心の中に引き起こされる。

そして、ホップズは、『物体論』6.12において、論証とは教授すること（docere）であり、「教授すべき相手の心を発見されたことの認識へと導くことに他ならない」（OL I, 71）としている。このことから、「明晰かつ完全な観念ないし概念が聞き手の心の中に引き起こされる」定義もまた、「教授すべき相手の心を発見されたことの認識へと導く」ために、論証可能となる条件を満たしているといえる。そして、『リヴァイアサン』の第1部の議論は、読者による検討を経ることで、そのような論証がなされていると考えられる。すなわち、コモンウェルスの定義を構成する「人格」や「相互信約」の概念が心の中に引き起こされるかが読者によって検討されることで、それらが論証されるのである。

以上のように考えれば、アダムズの主張するような自然状態の思考実験ではなく、『リヴァイアサン』の第1部が読者によって検討されることで、コモンウェルスの定義に含まれる各要素の原因についての知識が獲得されるため、それらを合成することでコモンウェルスについて実際の原因についての知識が論証されていると考えられる¹⁰。

2.2 経験によって知られた本性と普遍的に同意された定義からの論証

ではなぜリストの2番目以降、すなわち第2部以降の主題については、上記の注意書きが付されていないのだろうか。言い換えれば、なぜ第1部の主題に関してのみ、読者による検討が求められているのだろうか。その手がかりとなるのが、第3部の冒頭部分である。

10 『市民論』ではコモンウェルスについての説明はあるものの、定義は与えられていない。したがって、『リヴァイアサン』のこの解釈を『市民論』にそのまま当てはめることはできない。

私は、主権の権利とそれに対する臣民の義務を、自然の原理だけから引き出した (have derived)。その自然の原理は、経験によって真実とわかったもの、あるいは(言葉の使用に関する)同意が真実としたものである。すなわち、経験によって我々に知られた人間の本性と、(あらゆる政治的推論にとって本質的であるような言葉について)普遍的に同意された (universally agreed on) 定義から、[主権の権利とそれに対する臣民の義務を引き出した] ということである。(L ch.32, 576)

上記の引用において、ホブズは『リヴァイアサン』第2部までの議論を、「経験によって我々に知られた人間の本性」と、「(あらゆる政治的推論にとって本質的であるような言葉について) 普遍的に同意された定義」から主権の権利と臣民の義務を引き出したもの、と要約している。そして、「経験によって真実とわかったもの」、すなわち「経験によって我々に知られた人間の本性」とは、『リヴァイアサン』の第1部において読者によって検討された人間論である。よって、第2部までの議論は、普遍的に同意された定義、およびそれと「経験によって我々に知られた人間の本性」から引き出された、主権の権利とそれに対する臣民の義務についての議論であると考えられる。

そして、この普遍的に同意された定義こそが、先に挙げた「コモンウェルス」の定義を意味する。なぜなら、コモンウェルスは「彼ら全ての真の統一である (it is a reall Unitie of them all)」「同意と信約 (Agree, and Covenant)」において設立されるものであり、コモンウェルス設立の信約が結ばれるならば、上記のコモンウェルスの定義について、必然的に普遍的な同意がなされたとみなされるからである (L ch.17, 260, 264)。そして、普遍的な同意がなされるならば、「コモンウェルス」の定義は読者の検討

による論証をもはや必要としないのである¹¹。

以上のように解釈すると、国家哲学の起点には、『リヴァイアサン』第1部で読者との間で既知となった諸々の本性を踏まえた上で導かれた、「コモンウェルス」の原因を含む普遍的に同意された定義が置かれることとなる。そして、その上で『リヴァイアサン』の第2部では、『リヴァイアサン』第1部までで読者との間で既知となった結論とコモンウェルスの定義が組み合わされることで、主権の権利とそれに対する臣民の義務が導出されると考えられる。ホッブズは、『物体論』6.16において、論証の本性を次のようにまとめる。

三段論法へと合成されうる任意の二つの定義は結論を生み出し、この結論は原理から、言い換えれば定義から導き出されるので、論証された結論と言われ、この導出ないし合成が論証と言われる。同様に、一つが定義でもう一つが論証された結論である二つの命題、もしくはどちらも定義では無く、両方ともあらかじめ論証済みの二つの命題から三段論法が生じる場合、この三段論法もまた論証と言われ、以下同様に続く。したがって、論証の定義は次のようになる。「論証とは、名辞の定義から始まって、導出された最終的な結論に至るまでの、一つの三段論法もしくは一連の複数の三段論法である。」(OL I, 76)

ホッブズはここにおいて、三段論法へと合成される対象として、定義および論証済みの命題の二種類を挙げている。したがって、『リヴァイアサン』の国家哲学における、主権の権利とそれに対する臣民の義務に関する結論は、定義および論証済みの命題、すなわち普遍的に同意された「コモンウェルス」の定義と、情念や自然法などに関する「経験によって我々に知ら

11 『リヴァイアサン』の記述に即して解釈するならば、「一緒にした全てとの関連において、それ〔名辞〕は普遍的と呼ばれる (in respect of all which together, it is called an Universal)」(L ch.4, 52) と規定される。

れた人間の本性」との合成によって引き出された論証¹²であり、それを支える起点となっているのが「コモンウェルス」の定義であるといえる。

2.3 道徳哲学の位置付けと学問表

これまで見てきたように、『リヴァイアサン』における国家哲学が幾何学と同様の意味で論証可能となるのは、「コモンウェルス」の定義を構成する各要素の原因についての知識が、『リヴァイアサン』第1部での読者による検討という論証を経て獲得されることで、それらの合成による「コモンウェルス」の定義が実際の原因について知識であると論証されるためであった。

さてそれでは、『リヴァイアサン』における道徳哲学は、なぜ幾何学や国家哲学とは異なる意味で論証可能とされるのだろうか。『リヴァイアサン』の道徳哲学は、『リヴァイアサン』第1部で説明されることから、読者による検討という論証のみがなされている。これは「コモンウェルス」の定義を獲得するための過程の議論であり、そこでは道徳哲学の実際の原因についての知識を含む定義は獲得されないため、道徳哲学は幾何学や国家哲学と同種の論証可能性をもつことはできない。なぜなら、先に述べたように、われわれ自身は自然法の制作者たりえないからである。それゆえ、「報恩」「従順」などの各自然法の原因についての知識は、実際の原因についての知識であるとは断定され得ず、可能的な原因についての知識であるにとどまる。よって、『リヴァイアサン』においては、道徳哲学は国家哲学と同様の意味で、すなわち実際の原因についての知識を持ちうるのか

12 例えば、『リヴァイアサン』第2部第20章「父権的及び専制的支配」における、〈家族と王国の違い〉と題された節の末尾においては、「人々の本性と必要と企図から、コモンウェルスを建設し、自らの保護に十分な力を信託された君主たちや合議体の元に自身を置くことにおいて、主権者の権利について私が思索と演繹（deduction）によって見出した事柄に関しては、以上で十分であろう（L ch.20, 314）」というように、演繹による論証がなされたことと明示されている。

ら論証可能であるとは言えず、自然哲学と同様の意味で論証可能であるにとどまるのである。

ただし、このことと『リヴァイアサン』の学問表上の記述のあいだには矛盾が生じているように見える。そこで本稿では最後に、その解消を試みる。その内容とは、『リヴァイアサン』の、道徳哲学の代わりに「正と不正についての学問 (Science of Just and Unjust)」が記載され、それが自然哲学に分類されていることである (L ch.9, 127)。『リヴァイアサン』の道徳哲学においては一つだけ、実際の原因についての知識を含む定義が獲得されうる。それは、第三自然法違反の不正義についての定義である。

《第三の自然法、正義》

保留されていると人類の平和を妨げるような権利を、第三者に譲渡すべきことを我々に義務付けるあの自然法から、第三のものが出てくる。それは、「人々は結ばれた信約を履行すべきだ」というものであって、これがなければ信約は虚しく、空虚な語にすぎない。そして、全ての人の全ての物に対する権利は残っているのだから、我々はまだ戦争の状態にあるのである。

《正義、不正義とは何か》

そしてこの自然法の中に、正義の源泉と起源がある。なぜなら、いかなる信約も先行しなかった所では、いかなる権利も譲渡されていなかったのであり、各人はあらゆる物に対する権利を持ち、したがって、いかなる行為も不正ではあり得ない。しかし、信約がなされる場合、それを破棄するのは不正である。したがって、不正義の定義 (the definition of Injustice) は、信約の不履行に他ならない。そして、不正でない物事は、全て正しいのである。

(L ch.15, 220, 下線による強調は引用者による)

人々は、第三自然法の「人々は結ばれた信約を履行すべきだ」という指示から、「不正義は信約の不履行である」という定義を獲得することができる。これは不正義の原因についての知識を含む定義であり、われわれは不正義の制作者たりえることから、不正義に関しては、幾何学や国家哲学と同様の意味で論証可能であるといえる。

しかしながら、学問の分類を示す『リヴァイアサン』第9章の学問表上では、「正と不正についての学問 (Science of Just and Unjust)」は、自然哲学に分類されている (L ch.9, 127)。先に述べたように、自然哲学は幾何学や国家哲学とは異なり、われわれがその構造を知らないために、可能的な原因についての論証のみが存在する学問である。それでは、なぜわれわれは不正義の原因についての実際の知識を含む定義をもつと言いうるにもかかわらず、『リヴァイアサン』では「正と不正についての学問」が自然哲学に分類されるのだろうか¹³。

その理由は、コモンウェルス統治下と自然状態において、それぞれ別の理由が考えられる。まず、コモンウェルスにおいては、自然法が市民法へと包含されることが関係する。

《自然法と市民法は互いに他を含む》

自然の法と市民法は、互いに他を含み、等しい範囲のものである。というのは、自然の法は、公正、正義、報恩、およびそれらに基づく徳に存するのであるが、それは全くの自然状態では（私が前に、

13 『リヴァイアサン』では、学問表の分類の根拠は「事柄 (matter) の多様性に応じ」とされているため、学問の論証の仕方から分類方法に疑義を挟む必要はないと考えられるかもしれない。しかしながら、自然哲学は『リヴァイアサン』では「すべての自然の物体の属性からの帰結」と規定されているため、その対象は自然の物体に限られる。よって、不正義という人為的な対象が自然哲学に連なるものとして分類されるため、事柄の観点による分類においても同じことが問題になると考えられる。

第15章の終わりで述べておいたように)、本来の法ではなく人々を平和と従順へ向かわせる性質なのである。コモンウェルスが一度設置されると、それらは、その場合には実際に法なのであり、それ以前にはそうではない。というのは、その場合にはコモンウェルスの命令なのだからであり、したがってそれらはまた、市民法でもある。(L ch.26, 418)

コモンウェルスにおいては、自然法がコモンウェルスの命令として市民法となる。このことから、自然法の一部である正と不正についてもまた、市民法へと包含される。それゆえ、正と不正についての学問は、市民法から独立しては実際の原因についての知識をもちえないことから、実際の原因についての定義を持つ学問でありながらも、国家哲学に含まれるのだと考えられる¹⁴。

そして、自然状態においては、正義と不正義の観念は場所を持たないとされていることが関係する。

《このような戦争においては、何事も不正ではない》

各人の各人に対するこの戦争から、以下のこともまた帰結として生じる。それは、何事も不正ではあり得ないということである。正しさと間違い、正義と不正義の観念 (notions) は、そこでは存在の余地をもたない。共通の権力がないところには法はなく、法がないところには不正義はない。(L ch.13, 194)

上の引用によれば、自然状態には共通権力が存在せず、法が存在しないことから、何事も不正義ではない。それゆえ、自然状態では正義と不正義の

14 ただし、『リヴァイアサン』英語版の学問分類と、『物体論』と『リヴァイアサン』ラテン語版の学問分類は異なっており、ホブズがラテン語版で提供する説明は、『物体論』第4部の議論と一致している (Adams 2021: 4, 10f)。

観念は場所を持たないことから、仮に信約が結ばれたとしても、その不履行は不正義にあたらぬ。よって、われわれは自然状態において信約の不履行を行ったとしても、それが不正義の實際の原因になりえない。したがって、不正義の原因は、自然状態においては可能的な原因についての知識に留まることから、「正と不正についての学問」が不正義の實際の原因についての知識を含む定義をもっているとは考えられないのである。そのため、学問表上では、可能的な原因についての知識をもつ自然哲学に分類される。

したがって、以上みてきたように、『リヴァイアサン』においては、道徳哲学は国家哲学と同様の意味で、すなわち實際の原因についての知識を持ちうることから論証可能であるとは言えず、自然哲学と同様の意味で論証可能であるにとどまるのである。そして、道徳哲学のうち、「正と不正についての学問」にかんしては国家哲学と同様、實際の原因についての知識を含むという意味で論証可能であると考えられるものの、それはコモンウェルスでは国家哲学と独立して獲得されるものではなく、自然状態においては實際の原因にはなりえないため、学問表上では自然哲学に分類されていると考えられる。

結 論

本稿では、道徳哲学と国家哲学は学問であるという『リヴァイアサン』におけるホッブズの主張を理解するために、それぞれにおいてなされる論証を明らかにした。まず、『リヴァイアサン』の国家哲学において、幾何学と同様の意味で、實際の原因についての知識を含む定義からの論証がどのように可能となるかを明らかにした。具体的には、国家哲学では、『リヴァイアサン』第1部で読者による検討という論証を経て『リヴァイアサン』第2部で生成と原因についての知識を含む「コモンウェルス」の定義が獲得され、さらにそこからコモンウェルスにおける主権者と臣民の義務

と権利が演繹されるという、二種類の論証がなされることを示した。

次に、『リヴァイアサン』の道徳哲学は、『リヴァイアサン』第1部で説明されることから、読者による検討という論証のみがなされ、それは可能的な原因の知識にとどまることを示した。そして、それにもかかわらず、道徳哲学の内部では、「不正義の定義は信約の不履行に他ならない」という不正義の実際の原因についての知識を含む定義が獲得されることから、「正と不正についての学問」が幾何学や国家哲学と同様の論証可能性をもちうることを指摘した。その上で、この学問が実際の原因についての知識を含む定義をもつにもかかわらず、なぜ『リヴァイアサン』第9章の学問表上で自然哲学に分類されるかを明らかにした。その理由は、自然状態下とコモンウェルス統治下のそれぞれに存在する。まず、コモンウェルス統治下においては、自然法が市民法に包摂され、それゆえ正と不正についての学問もまた国家哲学の範疇に入るからだと考えられる。そして、自然状態においては、正義と不正義の観念が存在しないため、仮に信約が結ばれたとしても、その不履行が不正義の実際の原因になり得ないからだと考えられる。

凡例

EW: Hobbes, Thomas. *The English works of Thomas Hobbes*, 11 volumes, ed by Sir William Molesworth, (London: John Bohn, 1839-1845). 略号の後、巻と頁数を示す。

OL: Hobbes, Thomas. *Thomæ Hobbes malmesburiensis opera philosophica*, 5 volumes, ed by Sir William Molesworth, (London: John Bohn, 1839-1845). 略号の後、巻と頁数を示す。

L: Hobbes, Thomas. 1651. *Leviathan*. 3 volumes, ed by Noel Malcolm. Oxford: Clarendon Press, 2012. 略号の後、章、マルコム版の頁数を示す。

文献表

- Adams, Marcus P. 2019. "Hobbes's Laws of Nature in Leviathan as a Synthetic Demonstration: Thought Experiments and Knowing the Causes." *Philosopher's Imprint* 19 (5): 1-23.
- Adams, Marcus P. 2021. "Introduction: The Presentation and Structure of Thomas Hobbes's Philosophy." *A Companion to Hobbes* ed by Adams, Marcus P.: 1-22.
- Boonin-Vail, David. 1994. *Thomas Hobbes and the Science of Moral Virtue*. Cambridge: CUP.
- Deigh, John. 1996. "Reason and Ethics in Hobbes's Leviathan." *Journal of the History of Philosophy* 34.1: 33-60.
- Hattab, Helen. 2021. "Hobbes's Unified Method for Scientia." *A Companion to Hobbes* ed by Adams, Marcus P.: 25-44.
- Hoekstra, Kinch. 2003. "Hobbes on Law, Nature, and Reason." *Journal of the History of Philosophy* 41.1: 111-120.
- Horstmann, F. 2001. "Hobbes on Hypotheses in Natural Philosophy." *The Monist* 84.4: 487-501.
- Jesseph, Douglas. 1993. "Of analytics and indivisibles: Hobbes on the methods of modern mathematics." *Revue d'histoire des sciences* 46: 153-193.
- Leijenhorst, Cees. 2002. *The Mechanisation of Aristotelianism*. Leiden: Brill.
- Martinich, A. P. 2010. "Reason and Reciprocity in Hobbes's Political Philosophy: On Sharon Lloyd's Morality in the Philosophy of Thomas Hobbes." *Hobbes Studies* 23.2: 158-169.

(ごうけ・あや 慶應義塾大学大学院文学研究科後期博士課程)

Demonstrations as a Condition of Science in *Leviathan*

Aya GOKE

To understand Hobbes's claim in *Leviathan* that moral philosophy and civil philosophy are science, this paper identifies demonstrations that are made for each. First, it clarifies how, in civil philosophy in *Leviathan*, demonstrations can be made from definitions that include knowledge of causes, in a similar way to geometry. Specifically, in civil philosophy, the demonstration of the reader's examination in the first part of *Leviathan* allows for a definition of 'commonwealth' that includes knowledge of generation and cause in the second part of *Leviathan*, from which the duties and rights of the sovereign and subjects in the commonwealth are deduced. It is shown that two types of demonstration are made for civil philosophy.

Second, it shows that moral philosophy is explained in the first part of *Leviathan* and that the demonstration of examination by the reader is made. It then points out that within moral philosophy, a definition is acquired that includes knowledge of the causes of injustice, "the definition of injustice is no other than the not performance of covenant", and that 'science of just and unjust' arises. It then clarifies why this science is classified as natural philosophy in the table of sciences in chapter 9 of *Leviathan*, despite having a definition that includes knowledge of causes. The reasons for this exist under the natural condition and commonwealth respectively.